

(様式第3号)

(表面)

世帯調書									
申請者氏名					本人氏名				
未 熟 児 の 属 す る 世 帯 構 成	(1) 世帯構成員氏名	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	(2) 階層区分	(3) 市町村民税 所得割額	(4) 備考	
(5) 世 帯 外 扶 養 義 務 者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

※ 上記の者は、八幡浜市が母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4に定める費用の徴収の額及び八幡浜市養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（平成25年規則第9号）に基づく事務手続を処理するために限って地方税関係情報について取得することに同意します。

(裏面)

記載要領

- 1 「世帯構成員」とは、未熟児本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて、全世帯員を記載してください。「扶養義務者」とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父叔母等、民法（明治29年法律第89号）第877条に定められている者です。
- 2 「階層区分」の欄には、未熟児本人、扶養義務者について、次により記号で記入してください。
なお、注意事項1参照のこと。
 - (1) 現在生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付受給者である場合（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含む）…………… a
 - (2) aに当たる場合を除いて、本年度（不明のときは、前年度）市町村民税が課税されていないか、又は免除になっている場合…………… b
 - (3) aに当たる場合を除いて、本年度（不明のときは、前年度）市町村民税均等割のみが課税されている場合…………… c
 - (4) a、b又はcに当たる場合を除いて本年度（不明のときは、前年度）市町村民税所得割が課税されている場合…………… d
- 3 階層区分がdである者（未熟児本人の扶養義務者で市町村民税所得割が課税されている者）については、その市町村民税所得割額を記入してください。
- 4 世帯構成員中、本人以外の児童が養育医療の給付を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- 5 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に未熟児本人に対して扶養義務を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

注意事項

- 1 扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、未熟児本人又は扶養義務者で18歳未満のものは、未就業であれば、証明書は不要です。
 - (1) 階層区分 a の証明
生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給者であることを証明する居住地の市区町村長又は、市の区域にあっては八幡浜市社会福祉課長の証明書
 - (2) 階層区分 b の証明
市町村民税非課税若しくは免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書
 - (3) 階層区分 c の証明
市町村民税が均等割のみか、所得割も課税されているかどうかを明らかにした市町村長の証明書
 - (4) 階層区分 d の証明
市町村民税が均等割のみか、所得割も課税されているかどうかを明らかにした市町村長の証明書
- 2 申請後給付が終了するまでの間に前記記載事項に変更が生じた場合は、居住地の市町村長に届け出てください。
- 3 申請に必要な書類は、次のとおりです。
 - (1) 申請書 (2) 医師の意見書 (3) 世帯調書
 - (4) 関係書類（注意事項1の証明書及び被保険者証の写し）
- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムを介して地方税関係情報を取得することに同意しない場合は、枠外の※部分を消して押印してください。